

徳島県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字池上 一三三番一地从先から 同 一〇七番一地从先まで	六一・三	令和二年十月三十一日